循環型社会づくりへの警鐘

～「行政処分録書07／08」より～②

排出者・処理業者・行政における意識改革の必要性（1）

現場を理解して対応を

日本廃棄物管理機構取締役・監査員
木川 仁

行政処分の内容を精査した時、排出者・処理業者・行政のすべての関係者が真摯に考えるべき課題が見えて来る。この課題を各々の関係者自身がよく吟味してから行動すれば行政処分件数は減少するはずだが、残念ながら、減少する傾向は見られない。この原因として考えられることは、行政処分内容に関する行政の広報活動が不十分なこと、行政処分内容に関する排出者及び処理業者における分析が不十分なことなどが挙げられる。

行政処分を受けることは、処理業者にとっては「命取り」を意味する。一方、排出者は、排出から最終処分に至る全行程で排出者責任を履行する義務があるが、生活環境保全上の支障で問題が生じた場合の改善命令や支障除去に対して措置命令が出されることはあるものの、その件数は極めて少ない。この一〇年間を顧みると、たび重なる廃棄物処理関連法の改正や各種リサイクル法の制定が行われた。確かに排出者の廃棄物処理に関する認識は変化しているようだが、現場の状況は、処理業者との関係を含めてどうなのであろうか。今回は、排出者と処理業者の視点から意識改革の必要性を考えてみたい。

次の二つの事例を見てみよう。

事例1は、許可変更違反の行政処分として扱われているが、その期間が三年間と長いため確信犯と思われる。ただ、この事例の発端を推測した時、また、日常の処理現場を考えた場合、この事例は収集運搬業者が犯しやすい内容であることが分かって来る。

収集運搬業者はある日突然、排出者から日頃運搬しない廃棄物を処理するように頼まれることがある。排出担当者は、収集運搬業者が許可を持っているかどうか考えず「ついでに、これも持って行って！」と簡単に運転手に言う。運転手が「許可がないので、持って行けません」と明確に回答するケースは少なく、多くの場合、排出担当者の言いなりになってしまう。こうしたことが頻繁に起きることで慣れ合いの処理になり、法令違反を犯すようになってしまう。

排出者は、廃棄物処理における適正処理責任をもっと自覚すべきである。排出者が、処理業者の許可内容の把握と定期的なチェックを行っていれば、このような事態にはならない。次に、処理業者は、自社に許可がない品目を処理依頼された時、例え少量でも処理できない理由を丁寧に説明して、必要により許可を持っている他の処理業者を紹介するくらいの度量が必要ではないか。このような態度が、排出者との信頼関係の醸成につながるはずである。

事例2では、排出者の承諾なく再委託が行われている。このようなケースが発覚することは数少ない。しかしながら、再委託禁止が廃棄物処理法に定められているにもかかわらず、何らかの理由でこの法規を無視した処理を行うケースを耳にする機会がある。処理業者は、大枠で自社の処理業許可の範囲内にあるため、実際は確固たる処理技術がないものでも仕事を受けたいと思うことがあると聞く。特に、営業と処理現場の意識が乖離（かいり）した状態にある業者ほどこの傾向が強いようだ。

近年、コンプライアンスを表明している処理業者が多いが、経営者が日々の自社現場で行われている詳細事情を知らないケースも多い。処理業者の経営者としてのリスクマネジメントは、まず、自らの現場で起きていることを徹底的に理解してから会社としての方向性を示すことも必要ではないだろうか。また、この事例でも排出者責任は問われていないが、排出者は、処理責任の履行を果たすためにも自らの廃棄物の行方について調査するなど、行動で示す意識改革を行うことも重要と考える。

（きがわ・ひとし）

事例 1

【処分理由】CC社は、産業廃棄物収集運搬業の許可の範囲に「鉱さい」が含まれていないにもかかわらず、2004年〇月〇日から2007年△月△日まで鉱さいを運搬していたもので、このことは法第14条の2第1項（変更の許可）の規定に違反している。

【処分内容】産業廃棄物収集運搬業の全部事業停止60日間

事例 2

【処分理由】DD社は、2006年〇月〇日から2006年△月△日まで計14回にわたり、排出事業者の承諾もないまま、受託した木くず及びがれき類の収集運搬業務を再委託した。この再委託は、法第14条第14項に違反する。また、DD社は、上記再委託による運搬が行われたにもかかわらず、その旨を明示せずに虚偽の記載がされた産業廃棄物管理票の写しを排出事業者に送付した。この虚偽の記載がされた産業廃棄物管理票の写しの送付は、法第12条の3第2項に違反する。

【処分内容】産業廃棄物収集運搬業の全部停止30日間
産業廃棄物処分業の全部停止30日間
産業廃棄物処理施設（焼却施設，破砕施設）の使用の停止30日間

亜臨

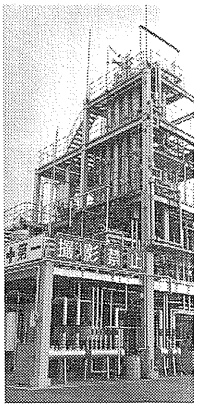

亜臨界水を活
廃棄物処理プ
（許可を得て撮

アサヒビールが広島県庄原市・三次市に所有する社有林「アサヒの森」、二一六五ヘクタールの森林が吸収するCO$_2$量

頃からスギやヒノキの植林を試験的に開始し、六〇年頃から毎年計画的に植林を行い、環境保全を重視した森林管理・整備

を図るため、FSC森林認証を国内で三番目に取得したが、その際にアミタがFSC認証の米国認証機関SCS社の提携先

要があると判断。アミタが委託を受けて調査を実施した。

アミタは環境ソリューション事業として、海外

関する様々な事業の経験が評価され、調査を委託された。

CO$_2$吸収量の算定は、IPCC（気候変動